

純資産価額方式の 法人税相当額が 42%から45%へ

本年10月1日以後の相続等により取得した株式等の評価（純資産価額方式）から法人税相当額の割合が42%から45%に変更されます。

すなわち、取引相場のない株式の評価にあたって純資産価額方式による場合、会社の資産を相続税評価額で評価替えした後、その資産額から帳簿価額による資産額を差し引いた「評価差額」に対して清算所得相当の法人税率を乗じたものを控除することになっています。この法人税率の割合が変更になったわけです。

□取引相場のない株式の評価

取引相場のない株式の評価にあたっては、評価対象となる株式の発行会社の従業員数、取引金額、純資産価額をベースに大・中・小の三つに分化され、それぞれの評価方法として定めら

ナマの税務相談室

Q 兄がガンで闘病中ですが、先月余命6ヶ月と宣告されました。

A それは大変ですね。で、今日のご用の向

きは何でしょうか。

Q 遺産としては、店舗及び居住の用に供している土地付き建物、それに若干の有価証券と預金です。銀行借入金を考慮して純財産は3,000万円位でしょうか。

私は、個人で酒店経営を続けてきた兄を助けて約30年間、安い給与で働いてきました。兄は自分が死んだらすべての遺産を私にやると常々申しておりました。

ところが、兄の病気を知って、長姉が経理の手伝いに来て、兄の土地の持分の1割で良いから登記して欲しいと要求しています。

A お姉さんの夫のご商売が不振で、その一助のために幾らかでも財産をいただきたいという気持ちも分かりますが。

兄弟姉妹の 遺留分

Q 先代から引継いだ家業の維持に心血を注ぎ、兄も私も気がついてみれば未だに独身という有様です。共に苦労してきた私

にせめてもの償いのために、私が相続するのは当然と、兄は全ての財産を私に相続させるという内容の遺言公正証書を作成いたしました。相続税も気になりますが、ものの本で遺留分という法律用語を聞きますが…。

A 成る程、全ての財産をあなたが相続する内容の公正証書をお造りになった。ところで、遺留分は民法用語で一定範囲の相続人に留保された相続財産取得を主張できる権利割合ですが、お兄さんは独身で子供はないし、ご両親もない。あなたを含めた兄弟姉妹のみが相続人ですね。民法では兄弟姉妹には遺留分はないと明文化されていますから他の兄弟から法的に問題となることはありません。また、相続税も基礎控除以下ですから、ご心配なく。

ナマの税務相談室

れた方式で実行されます。

中小会社の株式の評価は類似業種比準価額方式と純資産価額方式との折衷方式により行うこととされています。

いわゆる大企業の株式評価は、類似業種比準価額方式により行われます。

□法人税額等相当額を控除する意味

株式の所有を通じて会社の資産を所有する株主と、事業用資産を直接所有する個人事業主との所有形態の相違に対する評価上の均衡を図るために措置といわれています。

解散時の残余財産の価額に、清算所得の税率(27.1%)が掛けられますが、本年10月1日以後の解散から通常の30%となるため、差額の3%分がプラスされることとなりました。

□45%の内訳

①法人税30%、②事業税5.3%、③地方法人特別税4.293%、④道府県民税1.5%（法人税額×5%）、⑤市区町村民税3.69%（法人税額×12.3%）のすべての合計が44.783%となり、端数処理して45%となりました。